

○沖縄県立看護大学別科助産専攻履修規程

(平成 20 年 2 月 20 日)

[沿革] 平成 24 年 2 月 15 日 改正

平成 27 年 3 月 18 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、沖縄県立看護大学学則第 48 条の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目等)

第 2 条 授業科目の種類、必修・選択の別、単位数等は、別表 1 のとおりとする。

(履修登録)

第 3 条 学生は、授業開始後 2 週間以内に履修届(様式第 1 号)を学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の届出を適当と認める場合は、履修の登録を行うものとする。

(履修登録の変更)

第 4 条 前条の登録をした授業科目は、変更し、又は取り消すことができない。ただし、学長がやむを得ない事情があると認める場合は、前条第 1 項に規定する期限の日から 1 週間以内に限り、変更又は取り消しの届出をすることができる。

(履修の禁止)

第 5 条 次に掲げる場合は、該当する授業科目を履修することはできない。

(1) 第 3 条の登録をしていない授業科目がある場合

(2) 実習科目について、教務委員会が指定する感染症に対し、抗体を持っていない、又はワクチン接種を終了していない場合。ただし、やむを得ない特別な理由により予防接種が受けられない場合で別科助産専攻運営委員会の承認を得た場合はその限りではない。

(試験)

第 6 条 単位取得のための試験は、原則として学期又は学年の終わりに当該学期又は学年中に履修した授業について、筆記、口述、実技又は論文若しくは報告書の提出等の方法により行う。

2 授業の出席時間数が、当該授業科目の全時間数の 3 分の 2 に満たない学生は、前項の試験を受けることができない。

(成績)

第 7 条 授業科目の成績は、前条の試験、出席及び学習状況等を総合的に判断して決定する。

2 成績評価の基準は、次のとおり S、A、B、C 及び F の評語で表し、S、A、B 及び C を合格として所定の単位を与える。

評 語	評 価
S	90点 ~ 100点
A	80点 ~ 89点
B	70点 ~ 79点
C	60点 ~ 69点
F	59点以下

3 成績評価に関し、不服のある者は、成績確定後1週間以内に成績評価不服申立書(様式第2号)を学務課に提出する。

(追試験)

第8条 疾病その他やむを得ない事由により試験を受けることのできなかった者に対しては、追試験を行うことができる。

2 前項の追試験を希望する者は、医師の診断書等前項の事由を証明する書類を添付し、当該科目の試験終了後1週間以内に学長に追試験願(様式第3号)を提出しなければならない。

(再試験)

第9条 前条以外の事由により単位を修得することのできなかった者に対しては、再度の試験を行わない。ただし、やむを得ない事由により担当教員が必要と認める場合は、再試験を行うことができる。

(不正行為)

第10条 試験において不正行為をした者は、当該期末試験期間中の当該科目以降の受験資格は無かったものとみなし、当該科目以降に受験した科目成績は無効として処理する。

(修了に必要な単位数)

第11条 別科助産専攻の修了に必要な単位数は別表2に定めるとおり31単位以上とする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。